

《処遇改善特定加算の取組み》

年度末に賞与（一時金）として対象職員に支給

支給対象は賞与を支給される職員とする。ただし、賃金が年額440万円を上回る職員及び相談関係職員は対象とならない

支給額は、支給対象者をABCの3区分に分けて算定（支給率は5：4：2）

A 区分は、経験・技能のある障害福祉人材・・・勤続年数10年以上の介護職員で介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を保有する者及び保育士、サービス管理責任者、サービス提供責任者とする。

B 区分は、他の障害福祉人材・・・A. に該当しない福祉・介護職員

C 区分は、その他の職種・・・A、B以外の職員（看護、事務員、厨房等）